

重要事項説明書

○介護サービスの種別：(介護予防)訪問リハビリテーションサービス

○サービス事業所名称：医療法人中山会 新札幌パウロ病院

訪問リハビリテーション事業所

○事業所の所在地：札幌市厚別区厚別東2条6丁目3番10号

○事業所番号：0110510476

医療法人中山会 新札幌パウロ病院 訪問リハビリテーション事業 重要事項説明書

利用者様に当訪問リハビリテーションサービスをご利用いただくにあたり、予め次の重要事項についてご説明し同意をいただいております。

1. 事業の名称、所在地、連絡先

医療法人中山会 新札幌パウロ病院が行う訪問リハビリテーション事業

所在地 札幌市厚別区厚別東2条6丁目3番10号

☎ 代表 (011) 897-4111

訪問リハビリテーション TEL 011-809-5620 FAX 011-809-5630

2. 事業の目的および運営方針

【本事業の目的】

従事者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士)が要介護者(要支援者)に対し、主治医の指示に基づき療養上の目標を設定し、利用者の居宅において適正な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を、提供することを目的とします。

【運営の方針】

- ①当事業所が行うサービスは、主治医の指示に基づいて療養上の目標を設定し、計画的なリハビリテーションを提供することにより、要介護状態の軽減若しくは悪化の阻止又は、要介護状態となる事の予防に寄与するものと致します。
- ②サービスの提供に当たっては、主治医との綿密な連携に基づき、病状や心身の状況及び環境に配慮し、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切なリハビリテーションを行います。
- ③サービスの提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切なリハビリテーション技術をもって行うことができるよう新しい技術の習得など、研鑽を積むよう努めます。

3. 従業員の職種・員数

・理学療法士 5名 ・作業療法士 2名 ・言語聴覚士 1名

【注意点】

当事業所の諸事情により、担当者や訪問時間を変更する場合があります。変更になる際は事前に連絡・相談させていただきます。

また、交通事情により訪問時間が遅れる場合があり、その際は、訪問時間前に連絡を行います。

4. 事業所の営業日、営業時間等

- ・営業日 月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く 空き状況により振り替え可能)
- ・営業時間 午前9時～午後5時
- ・実施時間 20分を1回として実施(40分は2回、60分は3回)

5. サービス提供の地域

【通常の事業の実施地域】

札幌市厚別区全域、白石区(川下、南郷・本郷・平和通り7丁目あたりまで)、清田区(北野、平岡、里塚、真栄と美しが丘の一部)、江別市(千歳川付近まで)、北広島(虹ヶ丘、西の里、大曲の一部)

6. 個人情報保護(秘密保持)について

当該訪問リハビリテーション従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持致します。ただし、利用者へのサービス提供するにあたり、サービス担当者会議において必要最低限の利用者又はその家族の情報をを用いることは、別紙同意書の署名を頂きます。また、当該従業者が退職した場合についても秘密保持に留意するよう採用時に確約しております。

7. 苦情受付について

利用サービスに関する利用者および家族からの苦情に対してお受け致します。

〔受付窓口〕

- 医療法人中山会 新札幌パウロ病院 訪問リハビリテーション 管理者 高見宏祥
月曜日～金曜日 8:45～17:30 ☎(011)809-5620
- 北海道国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
月曜日～金曜日 9:00～17:00 ☎(011)231-5175

8. 急病、事故発生時の対応について

訪問中において利用者の容態の急変や予期せぬ事故が発生した場合、マニュアルに従い速やかに対処し、ご家族と協議した上、主治医や119番通報を行うとともに、必要な措置を講じます。

(単身生活やご家族と早急に連絡がとれない場合は、事業所の管理者と協議の上、対応を決めます。)

9. 損害補償について

利用者への介護サービスを提供するにあたり、当事業所側の重大な過失により事故等が発生し、利用者に損害を与えた場合は速やかに損害賠償の対応をとります。

10. 情報の開示について

利用者若しくは契約書に署名されております身元引受人並びに連帯保証人の方より、利用者ご本人の介護サービス記録及びケアプラン、またその他利用者に関する情報についての開示要求があった場合は、当事業所として速やかに対応致します。

11. 利用料金と精算について

【サービスの内容及びその費用については、別紙にて記載。】

当月の利用料の請求については、翌月の15日までに請求書を通知します。

利用料は原則、請求書の提示から14日以内にはお支払いいただくようお願い致します。

銀行振込、口座振替、若しくは、医療法人中山会 新札幌パウロ病院の窓口にて精算をお願い致します。

12. 契約の期間

- (1) 契約の期間は契約を締結した日から1年間とするが、契約内容に変更がなく利用者、事業所双方において、契約解除の申し入れがない場合、自動的に更新されます。
- (2) 利用者は、事業者に対していつでも契約の解約を申し出る事ができます。
- (3) 事業所は、利用者の著しい不信行為により契約が困難となった場合、口頭にて契約を解除できます。この場合、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業所に連絡致します。

13. 事業所からの契約解除

以下の場合には当事業所から利用者との契約を解除する場合があります。但し、この場合当事業所は利用者またはご家族に対してその旨の説明を行います。

- (1) 3ヶ月以上利用料の支払い遅延の場合。
- (2) サービス提供者に居宅サービス計画書に掲載されていないサービスを要求された場合。
- (3) 正当な理由が無く、サービス提供者の指示に従っていただけない場合。
- (4) サービス提供者に暴言若しくは、それに類する行為があった場合。
- (5) 著しく一般倫理に反した行為があった場合。
- (6) サービス提供において契約内容と相違が生じた場合。
- (7) 利用者が予定していた時間に不在や遅延、ならびにサービス提供のキャンセルが多く、ケアプランに沿ったサービス回数が提供できなくなった場合。
- (8) 訪問リハビリテーションを継続利用する際、新札幌パウロ病院の医師の診察が3ヶ月以内に一度、必要であり、医師の診察が行えなかったときは一度サービス提供を中止し、受診をもって再開いたします。また他院の医師からの情報提供を受けて訪問リハビリテーションを継続する場合も、3か月以内の診療が必要になります。

14. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。(リハビリテーション科 科長 斗沢善行)
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年に1回以上実施しています。

15. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（法人内の感染対策委員会も含む）をおおむね6か月に1回以上参加するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています

17. 掲示

見やすい場所に運営規定の概要及び職員の勤務体制を掲示し、またホームページに掲載する。

以上

重要事項説明書の説明日 年 月 日

説明者；医療法人中山会 新札幌パウロ病院

訪問リハビリテーション事業

印

利用者名 _____ 印

説明を受けられた方の署名 _____ (利用者との関係：)